

# 第1回 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会

日時：平成27年7月27日（月）午後1時～  
場所：横須賀市消防局庁舎4階災害対策本部室

## 西地区漁港海岸整備計画策定検討事業について



横 須 賀 市 港 湾 部

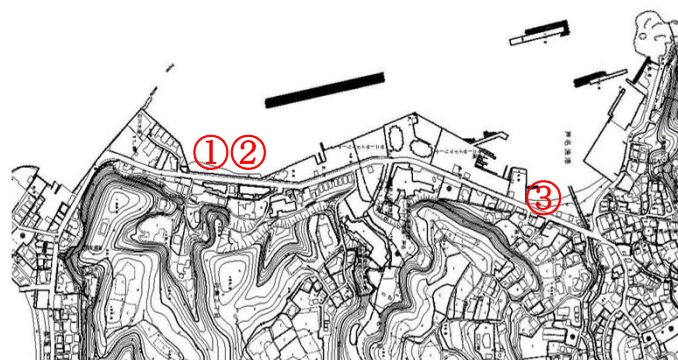
## 目次

- 1 西地区海岸の現状
- 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について
- 3 横須賀市漁港整備方針について
- 4 西地区漁港海岸整備計画について
- 5 本日いただきたいご意見など

# 1 西地区海岸の現状

## 1-1 高潮による被害状況(佐島)

台風の通過に伴い発生した高潮・越波により、道路の冠水、小屋の倒壊、護岸背後の市道の通行止めなどの被害



佐島漁港海岸芦名地区(平成21年10月の台風18号)



# 1 西地区海岸の現状

## 1-2 高潮による被害状況(長井)

台風の通過に伴い発生した高潮・越波により、道路の冠水、漁船・漁具等の散乱、市道の通行止めなどの被害



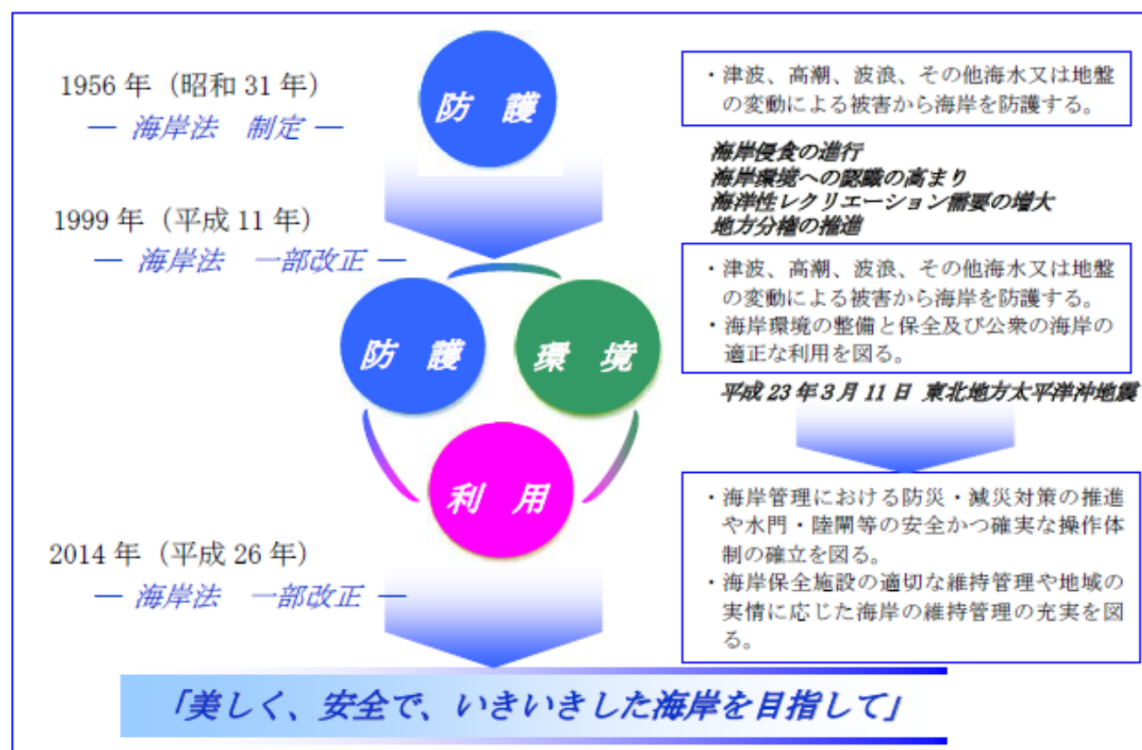
長井漁港海岸新宿・漆山・荒井地区(平成21年10月の台風18号)

# 1 西地区海岸の現状

## 2 整備計画策定に向けたこれまでの経緯

### (1) 相模灘沿岸海岸保全基本計画の策定

- ①平成12年4月に改正された海岸法が施行(下図参照)
- ②これを受けて、平成16年5月に神奈川県が海岸保全施設や背後地を防護するための相模灘沿岸海岸保全基本計画を策定



海岸法改正の流れ

## 1 西地区海岸の現状

---

### (2) 横須賀市第一次実施計画への位置付け(平成25年度から事業実施予定)

- ① こうした中で、本市では、海岸に隣接する市民の財産や生活を守るため、横須賀市第一次実施計画に西地区漁港海岸高潮対策事業を位置付け
- ② しかしながら、平成23年3月の東日本大震災による津波被害を受けて、津波への対策も必要となったことから、神奈川県では平成25, 26年度に相模灘沿岸海岸保全基本計画を変更(平成27年3月完了)

### (3) 横須賀市第二次実施計画への位置付け

- ① このため、第一次実施計画での着手を見送り、改めて横須賀市第二次実施計画(平成26年度～平成29年度)に津波対策も含めた西地区漁港海岸整備計画策定事業を位置付け
- ② 今後、相模灘沿岸海岸保全基本計画や本市の漁港整備方針に基づき、西地区漁港海岸整備計画を策定する予定

## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### 1 相模灘沿岸海岸保全基本計画の概要

#### (1) 基本理念(抜粋)

防護、環境及び利用において求められているそれぞれの重要度が高く、その調整が必要とされるため、施設整備にあたっては、関係住民、海岸利用者は言うに及ばず、生態系や景観にも十分な配慮が必要である。「美しい相模灘の自然海岸と眺望」の中に溶け込むような施設づくりを計画理念とし、防護、環境及び利用の調和ある海岸保全を目指すものとする。

みんなで守り・楽しみ・伝えよう  
相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化

#### (2) 基本方針

- ①安全に生活できる海岸づくりを進める
- ②環境・利用に配慮した施設整備を進める
- ③相模灘の豊かな自然環境と景観を保全する
- ④海岸へのアクセス確保と漁業、海洋レクリエーション利用等の利用調整を図る
- ⑤地域と一体となった海岸づくりを進める
- ⑥貴重な歴史・文化を保全・継承する

## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### (3) 防護に対する基本的な考え方

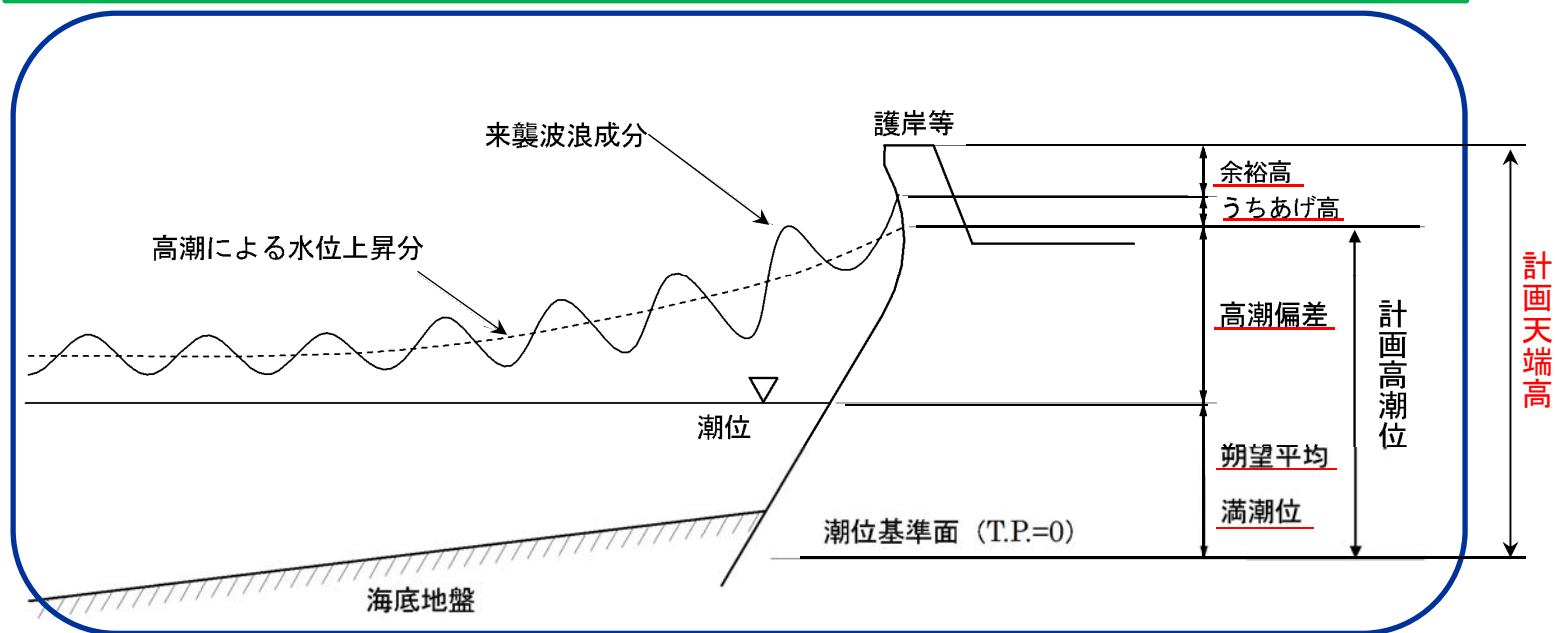
#### ① 防護すべき地域とは …

- ア 計画高潮位(満潮時の高潮)に対象波浪が来襲した場合の浸水区域
- イ 設計津波(想定される津波)が来襲した場合の浸水区域

#### ② 高潮に対する防護とは…

- ア 計画高潮位(満潮時の高潮)に来襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護する

計画天端高(高潮・波浪) = 朔望平均満潮位 + 高潮偏差 + うちあげ高 + 余裕高



高潮・波浪による計画天端高(防護に必要な高さ)の設定方法の模式図

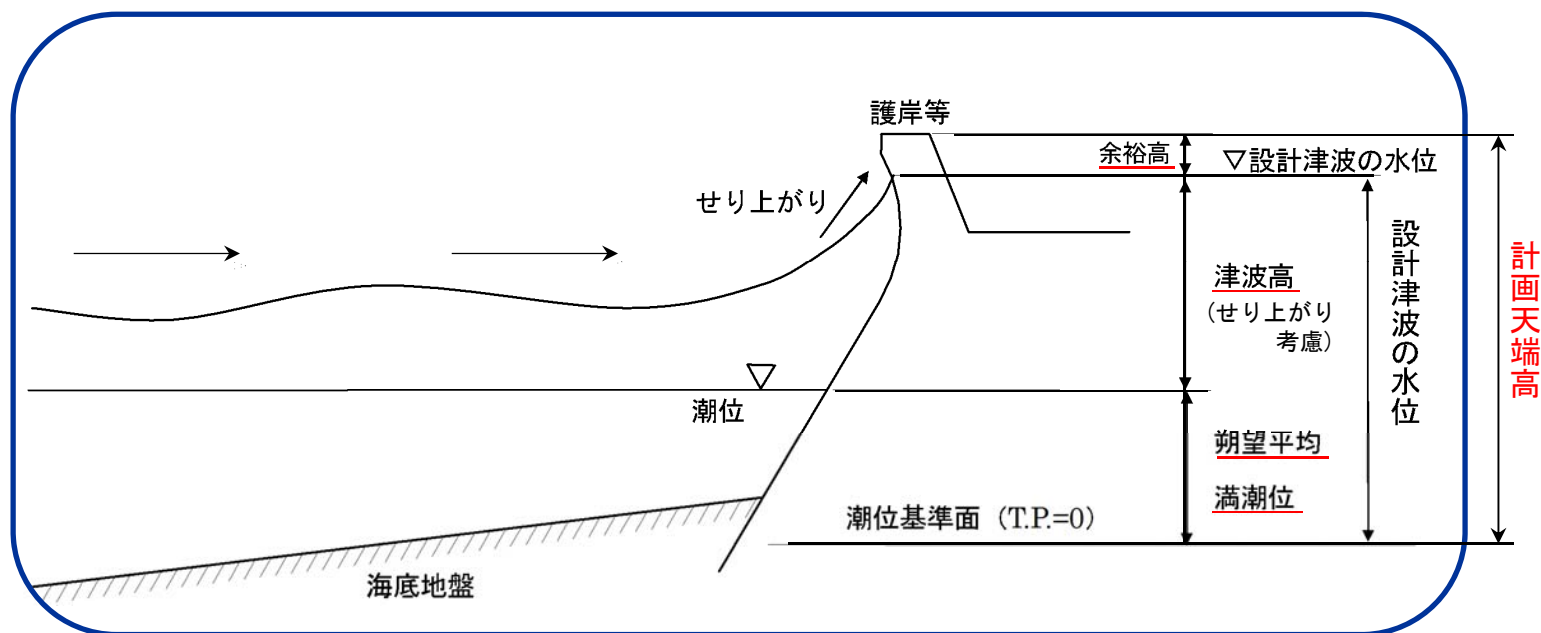


## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### ③津波に対する防護とは・・・

- ア 発生頻度の高い津波によるせり上がりを考慮した水位に対して防護する
- イ 地域の状況や防災効果を考慮してハード対策、ソフト対策を組み合わせて防護する

計画天端高(津波) = 朔望平均満潮位 + 津波高(せり上がり考慮) + 余裕高



設計津波の水位による計画天端高(防護に必要な高さ)の設定方法の模式図

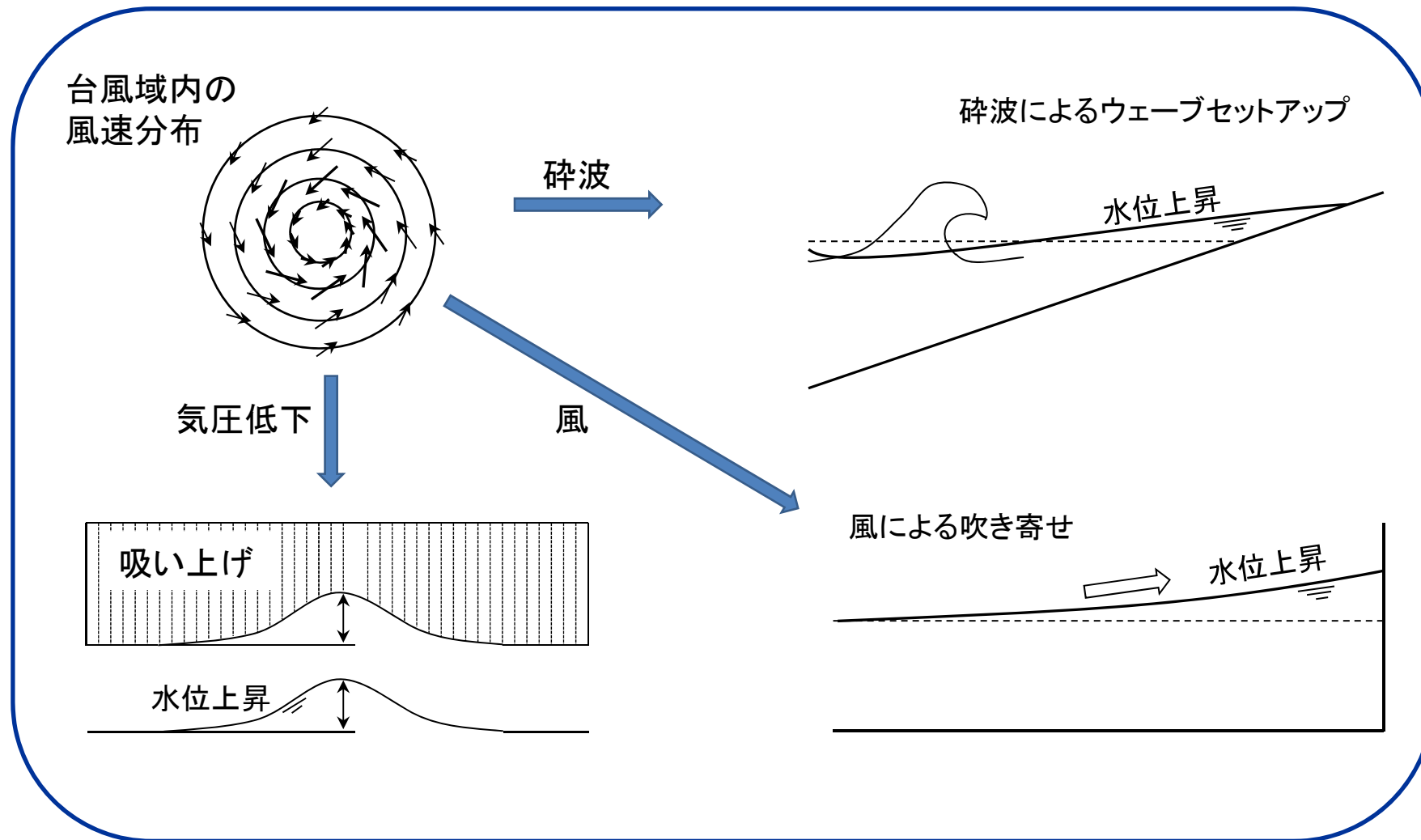
## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### 用語説明

- うちあげ高 : 防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さのこと。
- 余裕高 : 堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大1.0mを限度に決定されることが多い。
- 潮位基準面 : 東京湾平均海面(T.P.=0m)
- 高潮偏差 : 各海岸に対して最悪を想定した偏差
- 朔望平均満潮位 : 朔望の日から前2日後4日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面
- 津波高 : 津波によって海面が上昇した高さ
- せり上がり : 津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま

## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### 高潮の発生メカニズム



## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### (4) 相模灘沿岸の防護水準

※防護水準とは、余裕高を考慮しない防護に必要な高さ

#### ① 海岸保全施設の防護水準

##### ア 高潮・波浪に対する防護水準

(= 朔望平均満潮位 + 高潮偏差 + うちあげ高)

##### イ 津波に対する防護水準

(= 朔望平均満潮位 + 津波高(せり上がり考慮))

⇒ アとイを比較して高い値

#### ② 津波の区分

##### ア L1津波: 数十年から百数十年に1回程度発生する頻度の高い津波



相模灘沿岸海岸保全基本計画における対象津波

##### イ L2津波: 数千年に1回程度発生する津波(最大クラスの津波)



住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に  
総合的な津波対策を講じることに努める

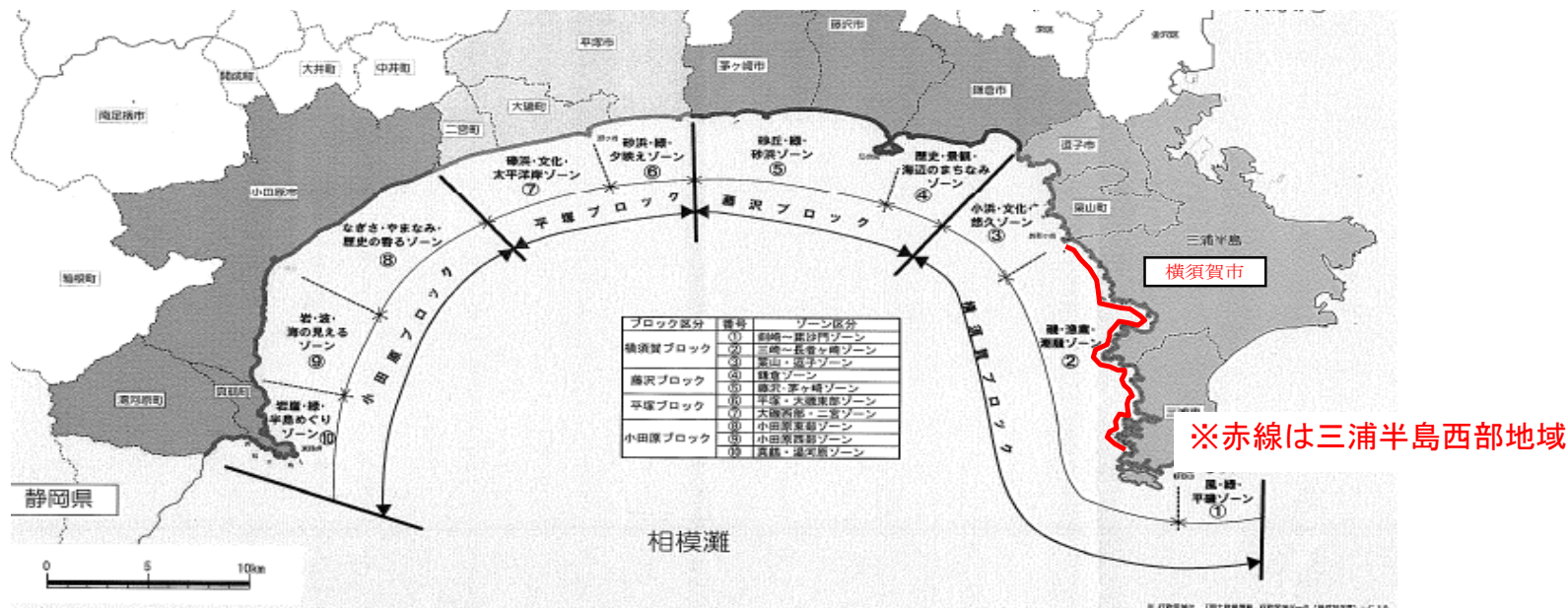
## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### (5) 相模灘沿岸の計画天端高

三浦半島西部地域の計画天端高は+6.0mであるが、各海岸ごとの防護水準はT.P.+2.7m～+5.9mと幅がある。

防護水準と計画天端高

ブロック区分	地域海岸名	津波の防護水準 [T.P.m]	高潮の防護水準 [T.P.m]	計画天端高 [T.P.m]
横須賀	三浦半島南部地域	4.1	2.3～6.5	4.7～6.5
	三浦半島西部地域	5.9	1.6～5.0	6.0
	鎌倉・逗子・葉山地域	6.0	2.8～5.0	6.0



ゾーン・ブロック区分



## 2 相模灘沿岸海岸保全基本計画について

### (6) 海岸保全施設の防護の方式(方法)

海岸保全施設の防護の方式(方法)は、線的防護方式、面的防護方式に大別され、それぞれの、以下のような施設がある。

- ①線的防護方式 : 堤防・護岸(直立、傾斜、緩傾斜)、消波工、防潮水門 など
- ②面的防護方式 : 突堤、人工リーフ、離岸堤、養浜 など



直立護岸



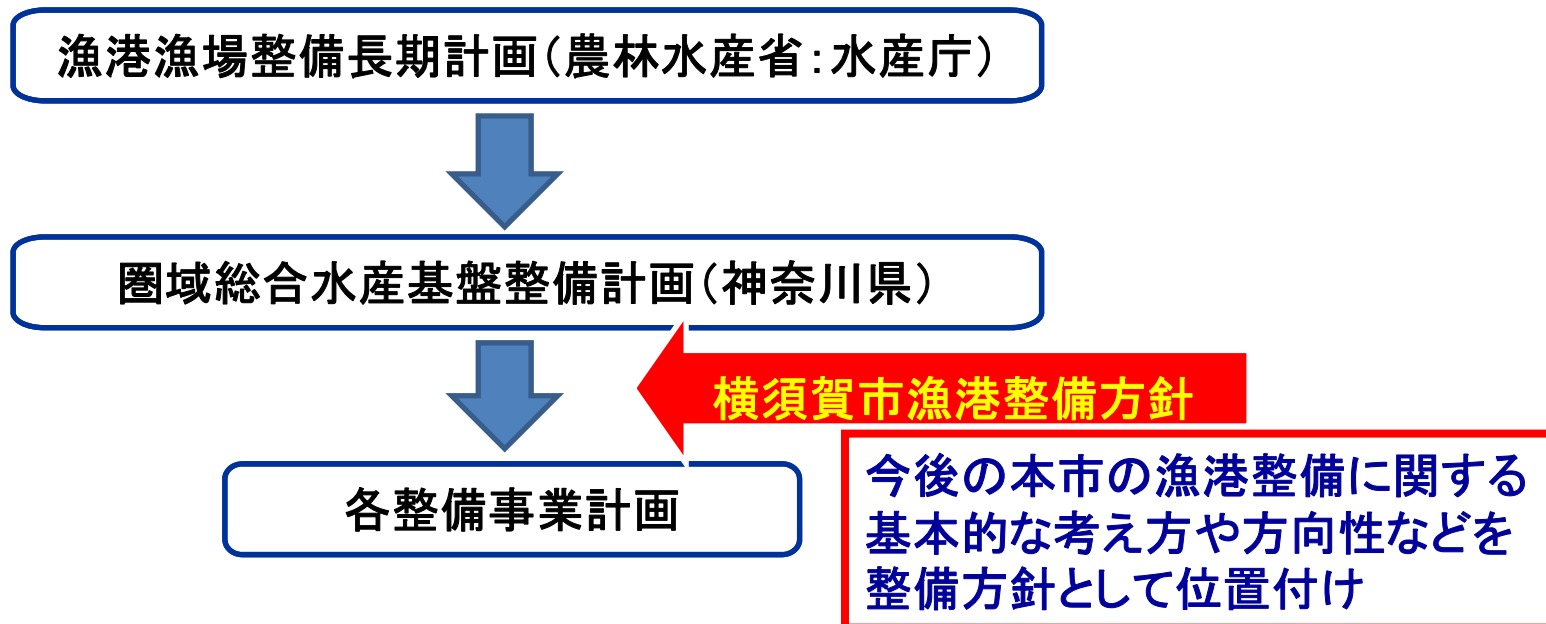
突堤



離岸堤

### 3 横須賀市漁港整備方針について

#### 1 位置付け



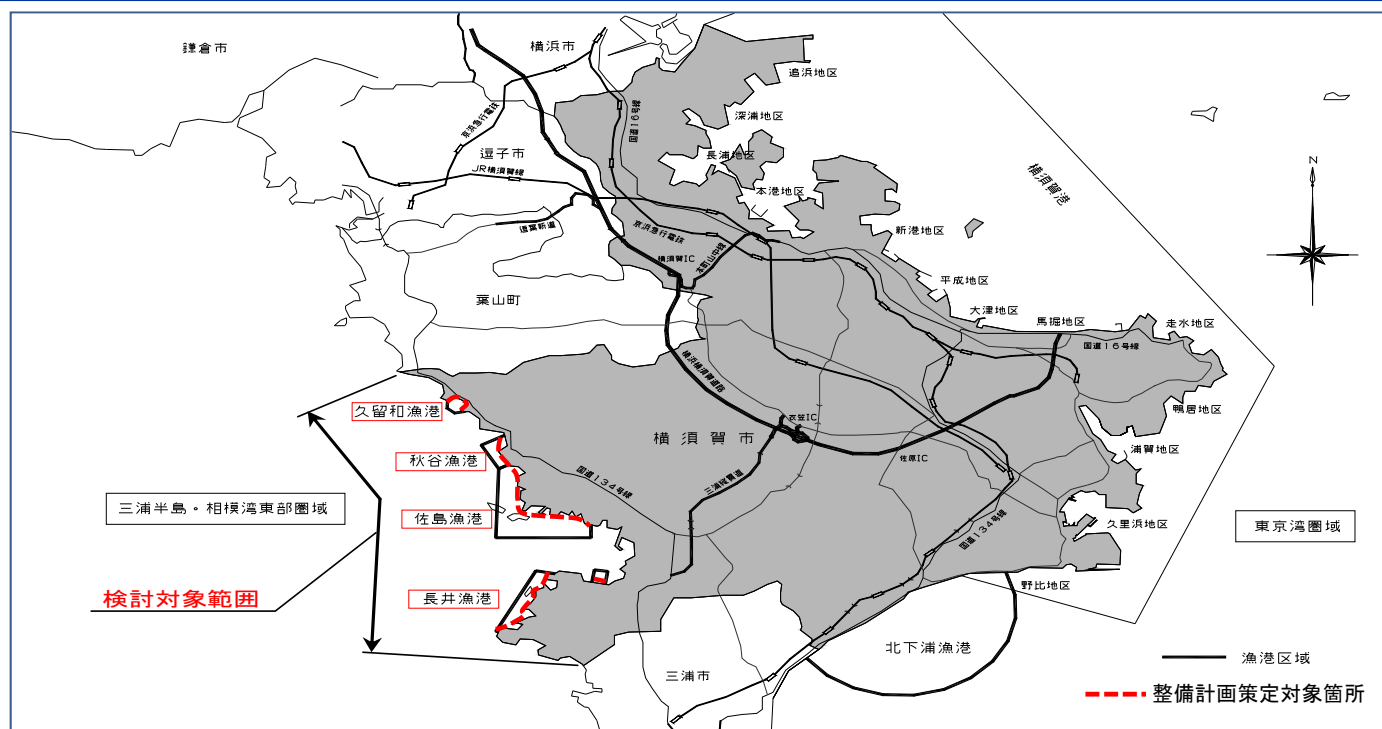
#### 2 基本方針

- ① 災害に強い漁業地域づくりのため外郭施設などの整備を進めます
- ② 漁港施設の長寿命化を図るための整備を進めます
- ③ 6次産業化の推進による地域活性化のため、埋立などによる土地の整備や既存の土地の有効利用を考慮した整備を進めます

## 4 西地区漁港海岸整備計画について

### 1 事業の目的

台風時の高波浪や高潮、想定される津波に対して、横須賀市の西地区海岸を対象とした防護や避難等のあり方を検討し、地域住民の安全・安心を確保するため、相模灘沿岸海岸保全基本計画及び漁港整備方針に基づき、西地区漁港海岸整備計画を策定する。

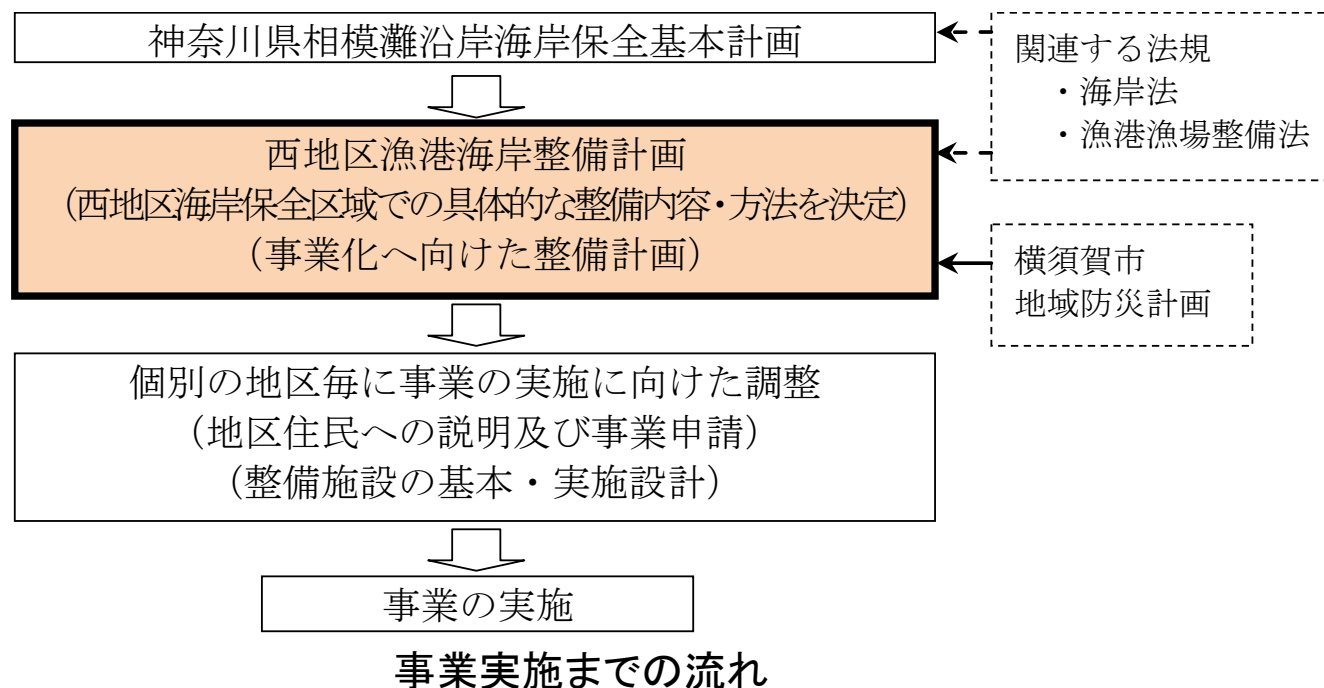


西地区漁港海岸整備計画における検討の対象範囲

## 4 西地区漁港海岸整備計画について

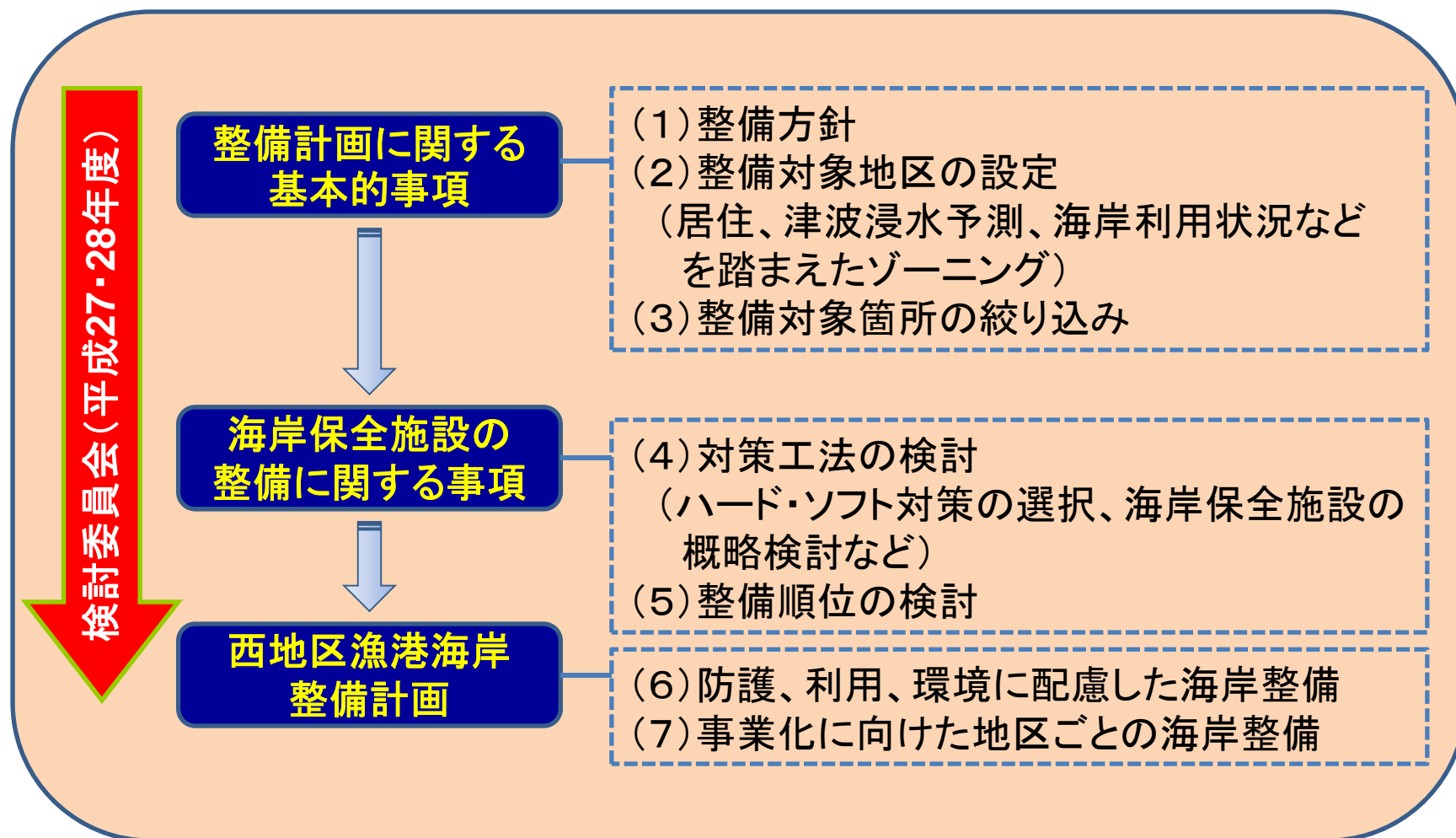
### 2 計画の位置付け

- ①神奈川県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画を上位計画とし、漁港海岸 **整備の事業化へ向けた前段階の計画**として位置付け
- ②西地区海岸全体を対象とした検討結果により、本市が管理する漁港海岸における **具体的な整備内容**などについて記載
- ③**漁港海岸以外についても海岸は一連である**ことから、他の海岸管理者へも検討結果を共有するとともに、整備に向けた調整を実施



## 4 西地区漁港海岸整備計画について

### 3 計画の概要





## 4 西地区漁港海岸整備計画について

### 4 主な検討項目(案)

#### (1) 整備方針

- ① 神奈川県海岸保全基本計画の防護水準の考え方に基づく整備
- ② 地域や地区の特性を踏まえた整備

- ア 防護水準の考え方は、相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づくが、海岸保全施設の天端高は西地区海岸で一律とせず、ゾーニングを行った地区ごとに設定
- イ 高潮に対しては、基本的にハード対策
- ウ L1津波(発生頻度の高い津波)に対しては、基本的にハード対策とするが海岸保全施設の規模、地域や地区の特性を踏まえて、ソフト対策も併せて検討
- エ L2津波(最大クラスの津波)に対しては、基本的に避難を軸としたソフト対策

- ハード対策: 高潮や波浪、津波に対し、護岸や堤防などの構造物を整備することにより防護する対策方法
- ソフト対策: ハザードマップの公表や避難場所・避難路の確保、防災訓練の実施などハード対策以外の方法で実施する防災対策

## 4 西地区漁港海岸整備計画について

---

### (2) 整備対象地区の設定(地区のゾーニング)

- ① 居住、津波・高潮の浸水、避難路の確保、既存の海岸保全施設、海岸の利用状況などを踏まえたゾーニング

### (3) 整備対象箇所の絞り込み

- ① ゾーニングした地区ごとに高潮高及び津波高を整理
- ② ゾーニングした地区ごとに整備対象箇所を抽出・整理

### (4) 対策工法の検討

- ① ゾーニングした地区ごとにハード対策とソフト対策の検討
- ② ソフト対策(津波ハザードマップの公表、情報の共有化、避難場所・避難路の確保、防災訓練の実施など)を踏まえた検討
- ③ 海岸保全施設の概略の検討(設置位置、延長、天端高、断面イメージなど)
- ④ 多重防護の活用(漁港施設の活用)についての検討
- ⑤ 概算工事費の算出(費用対効果) など

## 4 西地区漁港海岸整備計画について

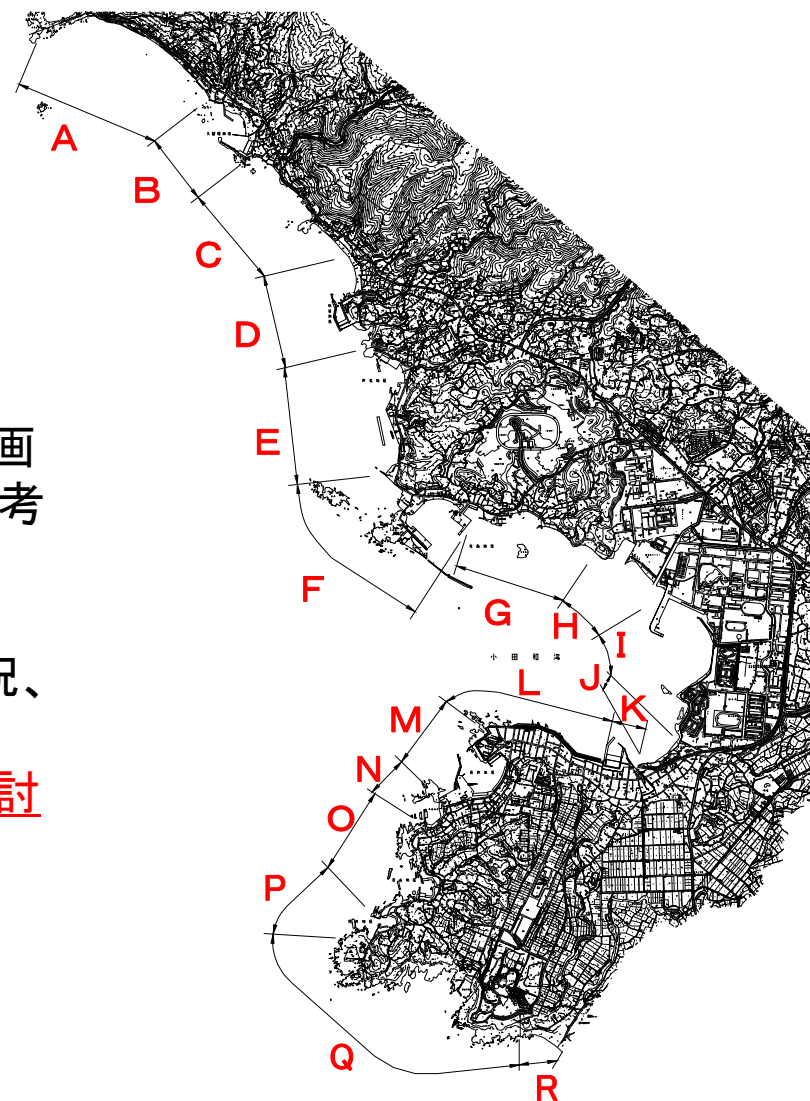
### (5) 整備順位の検討

居住、津波の浸水、海岸の利用、  
避難路確保の状況などを考慮し、  
重要性・緊急性などを踏まえた  
整備の優先順位を検討

#### ① 整備対象地区(ゾーニング)の設定方法

ア 整備対象地区は、相模灘沿岸基本計画  
において設定されている海岸地区を参考  
に右図の18の地区に区分

イ 18地区について、海岸背後の居住状況、  
津波・高潮の浸水状況、整備の優先度  
などを考慮しながら整備対象地区を検討



## 4 西地区漁港海岸整備計画について

### ②整備優先度の検討方法(案)

下表の例ように、項目ごとの評価に基づき検討

<参考例>

優先度決定の指標		地区名							
大項目	小項目	A	B	C	D	E	...	Q	R
高潮	高潮の被害を受けたことがある			○			...	○	○
	高潮に対する必要高を護岸(土地)が満足していない			○	○	○	...	○	○
津波	L1津波の浸水予測で●m以上の浸水がある			○	○	○	...	○	○
	L1津波に対する必要高を護岸(土地)が満足していない			○	○	○	...	○	○
背後状況	海岸背後に住宅が●●戸以上ある		○		○	○	...		
	海岸背後の道路が通学路になっている	○				○	...	○	○
	海岸背後の道路が主要な生活道路になっている	○				○	...	○	○
避難	海岸背後の道路が津波発生時の避難路となっている	○				○	...	○	○
	近隣に高台等の避難場所がない			○	○	○	...	○	○
	避難場所までの距離が●●m以上である				○	○	...		
合計数		3	1	5	6	9	...	8	8

最も優先度が高い地区



## 4 西地区漁港海岸整備計画について

### 5 検討委員会の設置について

#### (1) 設置目的

計画策定に当たっては、海岸法の主旨である「防護、環境、利用」の視点や地域の実情を踏まえた計画とするため、専門的見地や地元の住民・漁組の方々からご意見等をお聴きする標記委員会を設置（平成27、28年度の2か年）

#### (2) 開催予定及び検討内容

##### ① 平成27年度（2回）

ア 平成27年 7月：諮問、計画策定の趣旨説明、相模灘沿岸海岸保全基本計画及び西地区における波浪・高潮の状況の説明 など

イ 平成28年 2月：計画素案についてのご意見

##### ② 平成28年度（2回）

ア 平成28年10月：計画案についてのご意見

イ 平成29年 2月：計画最終案についてのご意見、答申



## 5 本日いただきたいご意見など

---

### 1 本日ご意見をいただきたいこと

(1) 整備方針(案)について

(2) 今後の検討の進め方について  
(地区のゾーニング、優先順位の検討方法 などについて)

など

### 2 本日決定したいこと

(1) 整備方針

(2) 検討の進め方及び検討員会の開催予定



【事務局】 横須賀市 港湾部 港湾企画課 漁港計画係  
TEL 046-822-8438 FAX 046-826-3210  
E-mail : pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp